

日本軍の韓国人軍慰安婦強制動員
元慰安婦の証言を中心に

韓日合同研究会発表要旨
1993. 8. 9. 鄭鎮星

1. 序

①強制動員：強制連行、強制使役

②強制の背景：政策としての軍慰安婦の動員

- 軍慰安婦制度がある種の国家政策によって指揮、実行されたことは確実
- 慰安所の企画 - 設立の目的、設立計画に関する資料
- 慰安所の設立および運営 - 軍が直接民間に運営を委任、
民間慰安所を編入（資料、証言）
- 慰安婦の動員 - 募集人の入選等に関する資料

③制度的強制とならざるをえなかった理由：

- 慰安所制度の規模 - 大規模（資料、証言）
- 慰安婦の対象：植民地朝鮮人が大多数（資料、証言）
植民地朝鮮人を動員した意図（間接資料－混血政策等）

2. 強制連行

(1) 証言による連行の形態

①連行人、連行方法

連行方法	暴力	就業詐欺	誘拐拉致	売買	その他
連行人					
民間人		8	2	1	
官		2			
軍人、警察	5	1	1		1
軍属	1	5			

注：第1次証言集に収録された19人とその後調査が完了した6人を合わせた25人のケースを見た。2人がそれぞれ2回の異なる連行過程を経験しているので合計が27になった。その他は、勤労挺身隊として動員されて逃走中に捕らえられたケース。

－民間人による連行の場合にも軍が船やトラック等、交通の便を計ったり、途中で軍人が慰安婦を組織的に強姦するなど、軍隊の干渉と統制が加えられた。

－時期により多少の差があるが、大きな差ではない。

②連行の対象、契約の締結

－連行対象に対する基準および契約締結に対する規定がない。－公娼制度とは異なる。

－年齢制限がない。

年齢	11	14	15	16	17	18	19	20	21	22歳
数	1	3	4	5	6	2	2		1	1人

注：第1次証言集に収録された19人とその後調査が完了した6人を合わせた25人のケース。

－25人中1人が結婚していた状態から連行された。

－正式の契約締結をしたケースはない。

↓

全般的に暴力または詐欺による強制連行

(2) 当時の状況：間接資料

①日帝時代の韓国人に対する強制労務動員

－法令による強制：総動員法、学徒勤労令、国民勤労報国協力令、国民徴用徴兵、女子挺身勤労令等

－軍による強制：募集（形式上の自由ではあるが官の積極的介入）
（例：住友鋳業歌志内鋳業夫の朝鮮人募集の場合）
官韓旋（女子動員の場合：総動員法、女子挺身勤労令の施行不可能）

詐欺、暴力が介在した女子が多かった。より過酷だった。

②労務動員の指揮、立案、調整：日本が直接

韓国における執行機関：朝鮮総督府 ・ 国民総力朝鮮連盟
(軍、官、民の参与)

③労働力の移動（とりわけ海外移動）は極めて困難だった。

国民総力朝鮮連盟の末端機構：10号単位の班、内務省通牒、「朝鮮人
渡航措置」（1938）

↓

全般的に日本軍と朝鮮総督府による強制連行

3. 強制使役

①調査した元慰安婦全員が連行時に自身が軍慰安婦になるという事実を知らなかった。

②強姦による自暴自棄：慰安所に行く途中、または到着直後に軍人によって強姦された。

③「慰安」は継続的な暴力と詐欺によって強いられた。

- 使用者：軍人のみが排他的に使用。
- 拒否した場合、軍人や管理者から暴力を受けた。おびただしい数の軍人の相手をさせられた。（週末）
- 監視：軍人や慰兵が慰安所を監視、出入りを厳しく統制された。
- 定期検診、処女検査：軍が定期的に行った。「606号」の強制注入（不妊化）
- 債務意識のプレッシャー、報酬に対する期待、競争意識の助長
（料金受領における規定と実際の差異）
- 軍から食料、その他の物品を補給した場合（慰安所形態との関連）
- 慰安所が移動した場合、例外なく軍の輸送便が利用された。
- 慰安婦は名前を日本式に変えたり、番号で呼ばれた。

↓

全般的に日本軍による強制使役

4. 結語

①政策による軍慰安婦制度

②日本軍と朝鮮総督府の組織的介入

③募集と経営を民間人が行った場合でも、軍の統制が加えられた。

④連行－暴力または詐欺

慰安－暴力または詐欺

⑤敗戦後、慰安婦の遺棄、自殺（証言）、強制動員の当然の帰結

↓

日本政府と軍、朝鮮総督府による強制動員

濟州島調査報告

韓日合同研究会10分発表

1993. 8. 9. 尹貞玉

－吉田清治氏の『私の戦争犯罪』の足跡を辿って、最近問題になっているこの本の信憑性について調査した。

－調査地域：法環（ボプファン）、翰林（ハルリム）、翁浦（オンポ）、
威徳（ウイドク）

－法環（ボプファン）国民学校内女子挺身隊訓練所の話

－翁浦（オンポ）缶詰工場内訓練所の話